

社会福祉法人 東京清音会

**暖心苑デイサービスセンター
(認知症対応型通所介護事業所)
(介護予防認知症対応型通所介護事業所)**

運営規程

暖心苑デイサービスセンター運営規程

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所)

令和4年4月1日施行

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京清音会が設置する暖心苑デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行なう、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、看護職員、機能訓練指導員等(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護事業又は介護予防認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の実施にあたっては、江戸川区など関係市区町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 暖心苑デイサービスセンター
- 二 所在地 江戸川区 北葛西 4-3-16

(職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、及び職務内容は次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 一 管理者 管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を行なう。
- 二 従事者 生活相談員
介護職員

従事者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所の認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用申込みに係る調整、事業所の他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行なうとともに、他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行なう。また、自らも利用者に対し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務にあたる。

三 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行なう。

四 調理員（委託）

利用者の昼食等を調理する。

五 事務職員

事務職員は、従事者の補助的業務及び必要な事務を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 利用申込み 営業日に受付けをする。

（認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業の定員）

第6条 1日の利用者の定員は下記とおりにする。

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護を含む）
7時間以上9時間未満の利用 12人

（認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業の提供方法）

第7条 認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所、または利用者本人等の作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成前であってもサービスが利用できるものとし、次に掲げるものから、当事業所と利用者等との相談（確認）により選定した上で、サービスを行なうものとする。

（認知症対応型通所介護事業の内容）

第8条 認知症対応型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. 通所等の介助、その他必要な身体介護

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

四 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行なう。

五 アクティビティサービスに関すること

利用者が、自分らしく、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、下記のアクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて、利用者自身の仲間づくり、老いや障がいの受容、体力づくりや心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る。また、予防、利用者の自立支援を目的に、体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行なう。さらに、利用者を安全にお世話することにより、家族の介護負担を軽減する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 休養（養護）

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア. 疾病や障がいに関する理解を深めるための相談、助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言

ウ. 自助具や福祉機器、居住環境の整備に関する相談、助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言

（介護予防認知症対応型通所介護事業の内容）

第9条 介護予防認知症対応型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

一 利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の達成、自己実現への意欲向上を支える。

二 利用者が介護予防支援事業所が作成する介護用サービス計画（運動機能の向上、栄養の改善、口腔機能の改善等）に基づき、自らの意思によって介護予防プログラムに参加するよう支援する。

三 利用者の日常生活における介護予防に関する取り組みの継続、定着を支援する。

四 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

（居宅介護支援事業所及び予防介護支援事業所との連携等）

第10条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、そのおかれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に連絡するとともに、密接な連携に努める。

3 正当な理由なく認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画書の作成等)

第11条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 従事者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第13条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬額の1割または2割または3割とする。

2 第14条の通常の事業実施地域を越えて行なう送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を超えて認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合の利用料、食事代、おむつ代、アクティビティーサービスにかかる諸経費等に

ついては、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、江戸川区の区域とする。

(契約書の作成)

第15条 事業所は認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 従事者等は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、従事者等は必要により利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行なう。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第18条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に使用する用品、備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービスにあたっての留意事項)

第19条 利用者が入浴室及び機能訓練室を利用する場合は、事業所職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者には、その旨を説明し安全指導を図る。

(個人情報の保護)

第20条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

する。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区役所及び関係機関に通報する基とする。

（苦情対応）

第22条 管理者は、提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（損害賠償）

第23条 管理者は、利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

（その他運営についての留意事項）

第24条 事業所は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後2カ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年2回以上 |
| (3) 虐待防止に関する研修 | 年1回 |
| (4) 権利擁護に関する研修 | 年1回 |
| (5) 認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (6) 介護予防に関する研修 | 年1回 |

2 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東京清音会と暖心苑デイサービスセンター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月1日より適用する。

- 附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年11月7日から施行し、平成30年8月1日より適用する。
- 附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。